

事というのはやはり議会対応もあっていいと思うんですよ。他の市ではそういうことをやりますから、そういった意味で、議会は課長は出ないよと、そういった考えもあるよと。ただ、前へ進めるには何かきっかけがなければならぬということで申し上げたんですけれども、もう一度いかがでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 五十嵐議員おっしゃることももっともです。ただ、今の一般質問の通告内容を見ますと、とてもとても私らの特別職と行政委員会の長、それと参事だけでは無理だと思います。それはなぜかという、質問の内容が明らかにもう課長とか係長クラスが言うべきことを議場で聞いておられると。なおかつ、趣旨がよくわからないと。ほかの市町村も見られたということなんです、私も議員のときに必ずしも原稿をきちっと出したということは余りなかったもので、余り大きなことは言えないんですけども、ほかの市町村は全部通告を相当前に、今もう一般質問の通告、早くしていただくようになりましたけども、なおかつ、原稿とか趣旨がしっかりとした質問書だったはずなんです。ところが、私どもの場合は全く違まして、かなり混乱してます。むしろ議場に管理職が出席するよりもその準備たるや大変なもので、ひどい例になりますと、一問一答なのに、もう一般質問が始まってからようやく趣旨が出てきたり、原稿が質問3日目の人が2日目の朝出してきたり、こういう状況はとてもとても考えられないと。

したがいまして、やるのもいいんですけども、かなり大変だと思ってます。ですから、むしろ、私のほうから余り議会のほうには言うべきじゃないと思って言わないんですけども、これは例えば、私も今回21日間ですね、長井市議会ついたら短いほうです。もっと長いですよ、通常。ほかの市は大体長くて14日とか15日なんですよ。

1週間は長いと。長いからどうだというふうに考えておられるかもしれませんが、やっぱり長いとその分だけ私どもの機能が停止するんですね。ほかのところに出張や会議とか打ち合わせが議会中は十分にできないと。そちらのほうはむしろ重要だと。

例えば、一般質問も3日とか2日ですから、この部分を管理職が議員のおっしゃることを聞いて、自分の課ではないけど、自分の担当じゃないけれども、勉強になると。今は特に管理職がどんどん退職してますんで、1年2年で変わります。したがって、いろんなところを管理職の皆さんも勉強していく、またとない機会だというふうに思っております、そういった意味では、むしろそちらよりも一般質問とか、しっかりもう少し徹底してほしいと、内容について。ルールを守ってほしいということでございます。予算総括質疑とか、質疑については、やっぱり課長とか、質疑ですから細かい部分までオーケーなんですよ。一般質問は違うはずなんですよ。ですから、私は、一般質問はどちらかというと政策提言を期待しておりますので、そういった意味で言えば、もう少し、私どもも議運のほうに働きかけもいたしますけれども、議会の中でどうなのか、その辺がはっきりしないと私のほうからその分というのは難しいところがあるのかなと思ってます。

○**渋谷佐輔議長** 12番、五十嵐智洋議員。

○**12番 五十嵐智洋議員** 双方で歩み寄るということは大切だと思います。ですから、副市長、3階に上がってこられて、議運長とか議長といろいろ情報交換して、今後いい方向に進めていただきたいなというふうにお願いして質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

平 進介議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 次に、順位7番、議席番号5番、平 進介議員。

(5番平 進介議員登壇)

○**5番 平 進介議員** おはようございます。

一般質問2日目、7番目の質問者となります。なお、先ほどお尋ねありました管理職の出席のところではありますが、私は、市長のほうからもちっと答弁ありましたとおり、やっぱり管理職の方が長井市の行政課題等について横断的な部局の情報の共有なども必要なのかなというふうに思っておりまして、その1つに、こういった機会などもあるのかなというふうに思ったところでございます。

本日も、私、いろいろと課長さんにも質問をしておりますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

本6月定例会における一般質問は、学校給食の食物アレルギー対策等についての1件であります。項目は食物アレルギー対策と学校給食の無償化に向けての2点でありますので、当局の前向きな答弁をご期待申し上げます。

なお、今回質問項目が多く、再質問の時間がなくなりそうではありますが、よろしく願いしたいというふうに思います。

初めに、(1)食物アレルギー対策について伺います。

学校給食の歴史において、全国学校給食会連合会によれば、山形県が学校給食の起源とされております。明治22年、鶴岡市の市立忠愛小学校で貧困児童を対象に無償で学校給食を実施したのが始まりとのことであります。昭和27年には、全国全ての小学校が対象に完全給食が実施され、昭和29年には学校給食法が制定され、学校給食の法的根拠が整えられました。私は昭和29年生まれですが、当時、西根小学校は自校給食であり、給食婦のお婆さんたちがつくる給食のにおいが昼近くになると、ぷうんと漂ってき

まして、給食が本当に待ち遠しく感じられました。ただ、脱脂粉乳のミルクは、注ぎ口にふたのあるミルク缶からアルミ製のあちこちへこんだような食器に注がれたように記憶しているのですが、あの独特の味になかなかなじむことができなかったのを覚えております。

また、その当時、周りには現在のような食物アレルギーを持った子供がいたかどうか定かではありませんが、話を聞いたような記憶がありません。当時は食料も不十分であり、子供たちに栄養補給とともにバランスのとれた食事を提供とする意味合いが強い学校給食だったと思います。その後、平成元年には小中学校の学習指導要領が改訂され、学校給食は特別活動の学級活動に位置づけられました。また、平成18年には、食育推進基本計画が決定され、これを受け、長井市においては、平成26年3月、農林課所管で長井市食育推進計画を策定し、食育の推進活動を進めているようであります。

学校給食法は、学校給食の根拠法として、その時々の実情に応じ、学校給食を制度的に支えてきましたが、平成20年1月の中央教育審議会答申である「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方策」これを受け、学校給食法は平成20年6月に改正、平成21年4月に施行され、大幅に見直された内容となりました。その大きな見直しの一つに、学校における食育の推進が新たに規定され、学校給食の目標がこの食育の推進の観点を踏まえ、7つに整理、充実されました。その7項目については、学校給食法第2条に示されておりますが、1、適切な栄養摂取による健康の維持増進。2、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養う。3、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う。4、学校生活が自然の恩恵の上に成り立つものであ

ることの理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う。

5、食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることの理解を深め、勤労を重んずる態度を養う。6、我が国や各地域のすぐれた伝統的な食文化について理解を深める。7、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導く。以上の7項目であります。

さらに、学校給食法第8条では、文部科学大臣が学校給食に関して維持されることが望ましい基準として、学校給食実施基準を定めるとともに、設置者はこの基準に照らして適切な学校給食を実施するように努めることが規定されております。

学習指導要領における位置づけとしては、平成20年3月に告示された小中学校の指導要領の改訂に伴い、学校における食育の推進が位置づけられるとともに、関連する教科等においても食育に関する記述が充実されたとしております。

こうした流れから見ると、貧困児童の食事救済等を目的として始まった学校給食の起源は、子供たちの栄養補給とともにバランスのとれた健康的な食事を提供するということに変遷し、そして、平成20年の学校給食法の改正や同年改訂の学習指導要領により適切な栄養摂取による健康の維持増進や食事に対する正しい理解を深め、健全な食生活を営む。さらに学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うなど、学校給食に求められる学級活動としての教育のあり方は大きくさま変わりしたと言えます。

こうした、ここ10年ほどで学校給食に対する教育活動としての考え方が大きく変わってきている中で、食物アレルギーを有する子供が教室でみんなと明るく食事を楽しむことができない現実があることをどう捉えていけばいいのか、皆さんと一緒に考えていきたいものだなと思う観点で以下質問をしてみたいと思います。

まず初めに、長井市内の小中学校における食

物アレルギーを有する児童生徒数について、学校ごと男女別に教育参事にお聞きをします。また、近年、食物アレルギーを有する児童生徒が多くなっているのではないかと、さらに、食物アレルギーの原因となる食品なども多様化したりしているのではと感じているのですが、長井市の状況や全国的な傾向についてお聞かせください。また、増加しているのであれば、その要因等についてもお聞かせいただければと思います。

次に、市では、平成26年3月に長井市食育推進計画を策定していますが、推進計画の中で食物アレルギーに対する対策などについてはどのように考えられているのか、農林課長にお聞きをいたします。

次に、食物アレルギーを有する子供たちの把握をどのようにしているか、教育参事並びに学校教育課長にお聞きいたします。特に、就学児童に対する把握は新学期になってすぐに学校給食が始まりますから、その対応は入学前の早い段階で把握し、学校教職員が情報を共有しなければ事故などが発生してしまう可能性もあると思うのですが、いかがでしょうか。学校での対応の流れと学校給食共同調理場における対応の流れについてそれぞれお聞きいたします。

次に、現在の調理場における食物アレルギーを有する児童生徒に対する対応はどのようになっているのかについて、教育参事にお聞きをいたします。調理場で毎月発行する献立表のほかにアレルギーを有する児童生徒に対しては、別途アレルギー対象食品使用献立一覧表をお配りしてとのことでありますが、これらをどのように活用しているのかについてもお聞かせください。また、加工食品のアレルギー表示の義務づけられているものや表示が推奨されているものの対応も含めてお聞かせください。

次に、文部科学省では、学校給食実施基準を定めているようですが、現在の調理場における業務の中で対応できない部分があるのかどうか、

どの部分が対応できないのかについて、教育参事にお聞きをいたします。

次に、給食対応にレベルがあるとお聞きしました。文部科学省は、平成27年3月に示した学校給食における食物アレルギー対応指針によれば、対応レベル1から4まであるようですが、その内容と長井市における対応について、教育参事にお聞きをします。調理場で対応してる部分については教育参事から、学校における対応分については学校教育課長からお聞かせください。

次に、食物アレルギー対策における全般的な部分について、教育委員会としての役割があると思いますが、その分野の対応策について、教育長にお聞きいたします。

次に、各学校における食物アレルギー対策について、学校教育課長にお聞きをいたします。

食物アレルギーにかかわらずさまざまなアレルギー等を持つ児童生徒に対する情報の共有化や基礎知識取得のための研修会の開催、さらに対応マニュアルなども必要ではないかと思いますが、現状での学校での対応についてお聞きをいたします。また、中にはアナフィラキシーショックへの対応として、アドレナリン自己注射薬、いわゆるエピペンを持参している児童生徒もいるのではと思いますが、そうした子供たちがショックを起こした際の対応などについてもお聞かせいただきたいと思いますし、市内に何人ぐらいエピペンが必要な児童生徒がいるのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、前段でも述べましたが、平成20年度学校給食法の改正や同年改訂の学習指導要領により、学校給食が適切な栄養摂取による健康の維持増進や食事に対する正しい理解を深め、健全な食生活を営むことや、さらに学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うなど、学校給食に求められる学級活動としての教育は非常に高くなっております。そうした中で、現

状では学校給食共同調理場でのアレルギー対応は難しいとこのことのようにありますが、子供たちが食べる給食は学校給食法第5条で定める、国及び地方公共団体の任務として行政で提供しているわけでありますから、食物アレルギーを有する子供たちの分についても行政で提供できるような方法がとれないものかと思うのですが、いかがでしょうか、教育長にお聞きをいたします。

食物アレルギーに対しても、本人はもとより、他の子供たちも一緒になって正確な情報と正しい理解が必要であります。加えて、毎日弁当をつくらなければならないという保護者もいらっしゃる現実から、保護者の過度の負担をできるだけ解消していくべきではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

次に、さきに述べた文部科学省が平成27年3月に示した学校給食における食物アレルギー対応指針の中で、学校給食における食物アレルギー対応の原則的な考え方が示されております。それによれば、学校給食で最優先されるべきは安全性とし、その安全性の確保のために従来の多段階の除去食や代替食提供は行わず、原因物質を提供するかしないか二者択一を原則的な対応とすることが望ましいとしています。さらに、二者択一した上でも、提供する給食については代替食と除去食があるが、最小限の代替食を提供するかしないかの二者択一とするとよいとしております。この結果、この指針によれば、調理業務が複雑かつ煩雑になるのを避けて保護者の弁当対応を前提として指針を示しているように感じてしまうのですが、この指針の意図するところについて、教育長にお聞きをいたします。

次に、今定例会に長井市学校給食センターの整備に関する基本構想、基本計画策定のための委託料等555万3,000円が計上されております。文教常任委員会協議会で示された内容によりますと、食物アレルギー対策としては、基本方針

の中で学校給食衛生管理基準及び大規模調理施設衛生管理マニュアル等の準拠や食物アレルギーに対応できる専用調理室の整備を上げております。具体的な内容については、今後詰めていくものと思いますが、基本的に全ての食物アレルギーに対応する給食を提供することができるようになるのか、また、除去食や代替食など何食分ぐらいの給食数の提供が可能なのかについて、教育長にお聞きをいたします。

次に、（２）の学校給食の無償化に向けてお伺いいたします。

さきの議会でも学校給食の無償化が話題となりましたが、市長からは全部無償化すると年間１億円を超える一般財源の持ち出しとなり非常に厳しいというお話でありました。それでも、長井市総合戦略の中で子育て支援を前面に打ち出している長井市であれば、何らかの支援策を講ずる必要があると思います。また、県内は町村だけでなく、市も無償化に向けた動きが出てまいりました。そうした点では、長井市としてもさらに検討を進めるべき時期に来ていると思われる。私は段階的な手法として、まず、第３子以降は無償とし、第２子については順次半額とするような手法がとれないものかと思いますがいかがでしょうか。市長の前向きな見解をお伺いしたいと思います。

以上をお伺いし、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 平 進介議員からいただきました質問について、私のほうからは１点でございますが、全体として学校給食の食物アレルギー対策等についてということで、毎年少しずつふえておりますが、後で答弁あるかと思いますが、現在、長井市内では20名ぐらいのお子さんが何らかの形でアレルギーの対応をしないと学校給食は食べれないというような状況でございますけれども、議員からは学校給食の無償化に向け

てのご提案をいただきました。ご承知のとおり、長井の学校給食調理場については約50年経過しておりまして、その当時では、長井市が小学校と中学校全生徒を対象に、これは一元化しての自校給食じゃなくて、選択をしての給食ですけども、県からも最も歴史の古い鶴岡市の次ぐらいにすぐれた施策として行ってきたものと非常に私も評価しているところです。

ただ、その学校調理場が、議員からありました食物アレルギーの対策は到底できない古い施設となっております。したがって、今、学校給食、いわゆる食育っていうのが非常に重要な教育として子供たちに、あるいはこれからも将来にわたって健康な生活をするには重要になってくるわけですけども、そのときに食物アレルギーを対応できないっていうのは非常に行政としては失格だと思ってます。したがって、まず第一にやるべきことは、いち早い学校給食調理場の新築というふうに思っております。

昨年の秋にお示しさせていただきました長井市の公共施設等整備計画においては、学校調理場については後期ということで10年計画の後半部分で位置づけております。ただし、それは従来方法で整備を行った場合の考え方でございまして、今、補正のほうでもお願いしておりますいわゆるPFI方式で以前からずっと運営をお願いしておりました民間の業者さんのほうにいろいろ協議をして提案などもいただいておりますが、PFIでいわゆる30年ぐらいの長期の返済法をとれないかとか、あるいは、デザインビルド、あとオーガニゼーションも含めて、コンペ方式でそういったものをして、30年の計画でこれを非常に効率的になおかつ財政負担も少なくできないかと。上限が大体15億円ぐらい、実際は20億円の間ぐらいになると思いますけども、そうした場合に、例えば30年の返済であれば年間5,000万円、6,000万円ぐらいで返していけるわけですね。そうしますと、公共施設整備

計画の後半になっていたんですが、前倒ししても同じだと。

この施設は当然30年賦で返す格好になるんですけども、30年はおろか40年、50年使っていくわけですから、やっぱりツケを次の世代に残すということではないわけですから、公共施設整備で一番気になるのは、よく言われるのは、ツケを残すんじゃないかと、それは違うと。これは長く使っていく施設ですから、もうできるだけ前倒ししてできるだけ早く、20名の方の対応というのはやはりノーマライゼーションと同じで障害者の方たちと同じ考え方でいかなきゃいけないと。ですから、学校給食がアレルギーの子供たちに提供できないということは、これは極めて不適切だと思ってますので、そこにお金をかけるべきだというふうにまず私の考え方を申し上げたいと思います。その上で議員の提案にお答え申し上げたいと思います。

議員からは、第3子以降はせめて無償として第2子は順次半額にする手法はとれないかというご提言でございます。さきの3月議会においても、赤間議員、今泉議員から同様の提言をいただき、お答えをさせていただいております。

市の給食費に対する負担につきましては、今年度まるごと長井給食として80万5,000円、レインボー認証米等供給経費負担金として69万4,000円、米飯炊飯代経費負担金として1,147万3,000円の予算を計上しております。また、昨年の野菜などの食材費の高騰や副食の充実等を図るために、議会のほうにお願いして、3月議会最終日に提案してお認めいただきました学校給食費負担金474万5,000円などの学校給食費の無償化にも引けをとらない支援を実施しております。トータルで1,800万円弱でございます。したがって、現在無償化にしているところも出てしまったんですけども、山形県内の学校給食費としては県内一安いと。いわゆる1,800万円分、2割近く長井市のほうで本来は保護者

から負担いただかない部分を負担してることから、学校給食は山形県内では最も安い、そういった給食費になってると思っております。

ご質問の第3子以降の無償化については、3月議会時の試算では、年間428万2,000円の負担額となりましたが、県内他自治体等の状況等を見ながら検討していきたいと思っておりますが、第2子の無償化については、議員もご案内のように、現在の学校給食共同調理場は建設から50年目を迎え、新調理場の整備が必須となっており、今後、建設費等の負担を考えた場合、慎重に対応する必要があると考えております。第2子の無償化ということで考えますと、第2子以降、第3子の無償をしますと、トータルで現在のところ3,369万8,000円負担しなきゃいけないと。そうしますと、今1,800万円ほど負担しますと、合わせて5,100万円ぐらいの負担、要は半額負担ということになるんですね。これはちょっと重いのかなという感じがしております。その辺は、まずは学校調理場を建設した後、少しずつ状況を見ながら軽減をするような措置を検討してまいりたいと思いますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 平田 裕教育長。

○**平田 裕教育長** 私のほうには、学校給食の食物アレルギー対策等につきまして、4点ほどご質問をいただきました。

まず、1点目の食物アレルギーに対する教育委員会としての役割ということでございますけれども、先ほど議員からご紹介がありましたとおり、平成24年の12月に、実はこれは東京都でございますけれども、東京都で食物アレルギーを有する児童が学校給食を食べた後にいわゆる気道が詰まったアナフィラキシーショックを発症し、亡くなるという大変痛ましい事故が発生したわけでございます。文部科学省では、こうした事故を二度と起こさないよう、これもさっき議員からご紹介がありました平成27年3月に

学校給食における食物アレルギー対応指針、これを策定いたしました。それを受けまして、長井市教育委員会としまして、学校と一緒にになって食物アレルギーを持つ児童生徒の把握と適正な対応について、それまでも取り組んでいたわけですが、一層徹底するようにしたところでございます。特に、新入学の児童生徒につきましては丁寧に行い、事故のないよう努めているところでございます。

学校への指導の内容といたしましては、3点ほどにまとめることができるかと思います。

1つは、学校長を中心として養護教諭、栄養教諭、実際には調理場におけるわけですが、それから担任等がチームをつくり、食物アレルギー対応策を立案するという。2つ目には、食物アレルギーについての研修を全職員で実施するとともに、自校のアレルギーを有する子供を全職員で把握し、調理場と連携すること。3つ目に、万が一、アレルギー症状が出た場合の対応策とそれから保護者や関係機関と連携を図ること、これらにつきまして、指導、助言を行ったところでございます。

次に、食物アレルギーを有する子供たちに給食を提供できる方法はないのかということについてでございます。

先ほどから市長答弁にもありまして、現状の調理場の施設では、調理作業の区別化、それから調理器具、食材の管理、保管、それから調理担当者の区別化など、アレルギーの対応食に求められる条件、大変厳しい条件があるわけですが、それらをクリアすることは非常に難しい状況です。したがって、重度の食物アレルギーに対応することができないという状況でございます。このため、重度の食物アレルギーを有する子供たちの中にはかわりのおかずや弁当を持参せざるを得ないという家庭もあるのが事実でございます。

それから、3点目でございますけれども、文

部科学省の食物アレルギー対策の原則的な考え方についてということでございますけれども、これは学校給食の提供に当たっては、まず、全てにおいて安全性を担保することが何よりも優先されるということだろうというふうに思います。安全性が最優先ということだろうというふうに思います。

個別、具体的にアレルギーの状況、アレルギーが非常に軽い子も、それから少しずつ改善してきているというような子供も段階があるわけですが、それらにどういうふうに対応していくかということで、ちょっと一例を申し上げますと、牛乳、乳製品アレルギーといった場合ですが、レベルがございまして、例えば加熱しない牛乳はダメだけれども、加熱した牛乳はいいといったお子さんがいます。それから、加熱しない乳製品はダメだけれども、やっぱり加熱した乳製品を多く使う料理は大丈夫だというお子さんもいらっしゃいます。また、そういうものが、乳製品、それから牛乳が入っていても量的に少なければ大丈夫だというお子さんもいらっしゃるわけですが、そういうふうなカテゴリーについていいですか、分けまして、保護者からどのレベルだとだめで、どのレベルだと大丈夫なんですかということを詳しく聞き取りをしまして給食を対応するなんていう場合も、長井市ではございませんけれども、全国的には行っているところもあったというふうに聞いております。

その場合、個々に、今度これが食べられるようになった、ただどこからだめですといったところのそういうお医者さんからここまでいいですよと、部分解除というのがされるわけですが、それに合わせて一人一人違うものを提供するというふうになりますと、間違っただけで配膳してしまうというリスクが非常に大きくなってしまいうわけですが、実際にそういう誤食事故が起きてしまう、死には至ってませんが、起きてしまったという報告も実際にはござ

います。

このようなレベルごとに対応していくっていう複雑過ぎる個別の対応っていうのは、やはり事故を誘発しかねないのではないかという考え方から、対応はできるだけシンプルにわかりやすいものにしてほしいというのが文部科学省の考え方だろうというふうに思います。

いずれにしても、全ての子供に給食を提供するという大前提に立ちつつもヒューマンエラー、どうしても幾ら気をつけても絶対に起きないということは保証をなかなかできないわけですし、そういうヒューマンエラーによる危険性を回避しながら、子供たちの食に対する安全を最優先に考えた指針であるというふうに認識しているところでございます。

それから、4点目でございますけれども、新しい長井市の学校給食センターができた場合に全ての食物アレルギーに対応する給食を提供できるようになるのかというご質問でございます。

新調理場の整備につきましては、今後進めていきます基本構想、基本計画の作成において検討してまいりますけれども、学校給食実施基準第2条では、学校給食は当該学校に在学する全ての児童または生徒に対し実施されるものとするというふうになってございますので、その原則にしっかりと立って、食物アレルギーを持つ子供も含めまして、可能な限り全ての児童生徒に対して給食の提供ができる施設設備にしていきたいというふうに考えてございます。

それから、その調理場の中でいわゆる食物アレルギー対応食をつくる施設、中にあるわけですが、その規模につきましては、これもまた今後の検討課題ではございますけれども、文部科学省の学校施設環境改善交付金、この基準面積が示されてございます。この基準面積では21平米というふうにしてございますので、これを参考にしながら計画していきたいというふうに考えてございます。

なお、長井市とほぼ同規模というか、長井市よりちょっと大き目の宮城県角田市の学校給食センターでは、アレルギー対応食を30食、全体の約1%程度というふうに行っているところがございます。これを参考に考えていきたいというふうに思います。以上でございます。

○渋谷佐輔議長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 私のほうには、(1)の食物アレルギー対策についての5点ほど質問をいただいておりますので、順次お答えさせていただきますと思います。

①の市内小中学校における食物アレルギーを有する児童生徒数は及び近年の食物アレルギーの増加と原因についてお答えさせていただきます。

平成29年4月1日現在の市内小中学校における食物アレルギーを有する児童生徒数は19名でありまして、以下、学校別、男女別についてご報告を申し上げます。

長井小学校、男子5、女子1、計6。致芳小学校、男子1、女子2、計3。西根小学校、女子2。平野小学校、男子2。豊田小学校、男子1、女子1、計2。伊佐沢小学校、女子1。長井南中学校、男子2、女子1、計3。合計であります。男子が11名、女子が8名、全ての合計で19名が該当されてございます。

なお、ただいま申し上げました児童生徒数につきましては、食物アレルギーについて医師の診断と保護者との個別面談に基づきまして、学校給食の詳細献立表を配布している児童生徒数でございます。ただし、牛乳が飲めないというようなことで牛乳を停止しております児童生徒数は含まれてございません。

また、議員ご指摘のとおり、全国的に見ますと、近年食物アレルギーを有する児童生徒数は増加しております。平成25年に実施されました文部科学省の全国実態調査によりますと、食物アレルギーがある公立小・中・高校の児童生徒

数が約45万4,000人に上り、前回調査の平成16年度の約33万人と比べて12万4,000人が増加しています。小学生で21万人、中学生で11万4,000人がふえております。当市の小中学校でも平成27年度で15名、28年度で15名、29年度で19名と増加傾向にあります。

食物アレルギーの増加の原因につきましては、過去50年間に卵や乳製品などのたんぱく質の摂取量が急増したことや離乳食の早期化、食物の多様化などが言われているようでございます。

次に、③の食物アレルギーを有する子供たちの把握をどのようにしているのかにつきまして、学校給食共同調理場における対応の流れについてお答えいたします。

就学時の対応につきましては、学校が行う食物アレルギー調査に基づき、対象となる児童の保護者面談に同席しておりますので、このときに状況を把握しております。また、在校生につきましては、食物アレルギーの対応を行ってきた児童生徒と新たに対応しなければならない児童生徒について、各学校から学校教育課への報告があることから、これで状況等を把握してございます。

④の調理場における食物アレルギーを有する児童生徒への対応策はにつきまして、調理場では保護者面談時にアレルギーの原因となる食物や食物アレルギー発症状況などをお聞きし、給食を提供できるかどうか判断しております。このとき、給食を提供することができる場合は、提供する給食の料理に使用されている食品、食材を記した詳細献立表を学校、保護者にお配りいたしますので、その表の見方について説明し、その献立を食するかななどを保護者に判断していただくようにしております。食品の原材料、特に加工食品につきましては、アレルギー表示対象品を表示する義務がある7品目と表示を推奨する20品目がありますので、詳細献立表に表示することで保護者の方の判断の手助けになるも

のと考えております。また、表示のないものにつきましては、メーカー等に問い合わせをして、学校、保護者にお知らせをしてするというふうな状況でございます。

次の⑤の文部科学省が定める学校給食実基準への対応はにつきまして、ただいま教育長のほうからも答弁されたと思いますが、第2条の部分で、学校給食は当該学校に在学する全ての児童または生徒に対し実施するものとするというふうになっておりますが、平成24年に死亡事故が発生したということで、27年3月に学校給食における食物アレルギー対応指針が示されてございまして、この指針によりますと、学校給食で最優先されるべきものは安全性だというふうなことでございます。このため、食物アレルギーを有する児童生徒への給食提供に当たっては、調理器具、食材の管理、保管について、一般の給食と区別する必要があることから、また、調理担当者や調理作業を区別することが求められているというふうなことでありますので、現在の調理場の建物の構造上、提供できる環境が整っていないということから、食物アレルギーを有する児童生徒への給食の提供は残念ながらできない状況になってございます。

最後の⑥の部分で、給食対応のレベル1から4までの内容についてでございますが、平成20年3月に財団法人日本学校保健会から、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが全国の小中学校に配布されました。このガイドラインは、人的、物理的環境等の整備状況に応じ、食物アレルギーを有する児童生徒への学校給食対応として4つの対応が示されてございます。

レベル1では、詳細な献立表対応ということで、これは原材料を詳細に記した献立表を家庭に事前に配布し、それをもとに保護者や担任などの指示、もしくは児童生徒自身の判断で学校給食から原因物質を除去しながら食する対応と

というようなことでございますし、レベル2では、弁当の対応というふうなことになります、全ての学校給食に対して弁当を持参させる対応、または、ふだん除去食や代替食で対応してる中で除去が困難な料理において弁当を持参させる対応ということになります。レベル3では、除去食対応というようなことになりまして、これは申請があった原因物質を除いて提供する対応でございます。次に、レベル4では、代替食対応というふうになります。申請のあった原因物質を給食から除き、別の食品を用いて提供する対応となります。調理場としての対応につきましては、現在の施設の面積では、代替食用の設備が設置できないというようなことから、レベル1及びレベル2の対応を行っているところでございます。このことにつきましては、市内小中学校へ通知しておるところでございます。私のほうからは以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 遠藤敏広農林課長。

○**遠藤敏広農林課長** 私からは、平成26年3月に策定しました、長井市食育推進計画の中での食物アレルギーに対する対策についてどのように考えられているかについてお答えいたします。

長井市食育推進計画の中で、第4章、食育推進の展開の目標3、食の安全・安心と地産地消の推進におきまして、食物アレルギーに対する取り組みについて、次の2点をうたっておるところでございます。

1つ目は、保育園、幼稚園、児童センター、学校でできることの中の項目の1つに、食物アレルギーを持つ子供には家庭と連携して個別に相談、指導などを行いますということでございます。

2つ目が、地域、行政が取り組むことの中の項目の1つに、食物アレルギーに対する情報を提供しますということでございます。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 鈴木博郎学校教育課長。

○**鈴木博郎学校教育課長** 私には、3点ほど質問をいただきました。

まず1つ目の学校における食物アレルギーを有する子供たちの把握についてお答えいたします。

まず最初に、就学時、つまり次年度新1年生となる児童の対応についてでございますが、10月に行われる就学時健診の案内と一緒にアレルギー等に関する調査表を同封します。食物アレルギーを含め、気管支ぜんそくやアレルギー性鼻炎、アレルギー性の結膜炎など、学校生活を送る上で配慮が必要な事項について記載していただく1次調査票を就学時健診のときに提出していただいております。

次に、その中の食物アレルギーについて、この1次調査票をもとに追加調査が必要と判断したときは、食物アレルギーの原因となる食物とその症状について記載していただく2次調査票をお配りしています。さらに個別面談の必要がある場合は教育委員会に報告することとなっています。その報告を受けた教育委員会では、調理場、養護教諭、保護者との日程調整を行って、2月末までに保護者面談を実施します。このときに保護者には過去の食物アレルギーの発症状況、家庭での対応、学校生活で配慮すべき事項、エビペン等の薬の有無、保管場所などをお聞きしながら、給食提供が可能かどうかを判断いたします。また、保護者には医療機関において受診していただくようお願いし、3月中旬までには専門医が作成した学校生活管理指導表の提出をお願いしております。

学校では、4月の入学式までに児童生徒理解の時間をとっているわけですが、ここでは健康上の配慮や友人関係、家庭環境等の共通理解を行っております。その中で、食物アレルギーにつきましては、先ほど申し上げた学校生活管理指導表に基づいて個別の取り組みプランを作成し、対応することとしております。

次に、在校生、つまり次年度新2年生、中学生まで、それから転入生への対応についてありますが、在校生につきましては、これまでのデータも大切にしながら、食物アレルギーがいつ発症するかわからないものですから、1次調査票を同様に1月末までに取りまとめて、就学時対応と同様に行っております。また、転入生についても、転入時に食物アレルギーを有するかどうか調査を行って適切に対応しているところでございます。

2点目の質問でございますが、給食対応のレベル1から4までの内容についての学校の対応についてですが、レベル1では、原材料を詳細に記した献立表を家庭に事前配布するとともに、それをもとに保護者、児童生徒自身と食するかしないかの確認を確実にを行います。レベル2では、弁当を持参することになりますが、ほかの児童生徒と違って給食を食べないというところになりますので、それを周りの子が不審に思ったり、いじめのきっかけになったりしないよう、学校や学級においての指導を徹底しているところでございます。

なお、レベル3、4につきましては、先ほど横山教育参事から説明のあったとおり、本市では対応をしておりません。

最後、3つ目の質問でございますけれども、各学校における食物アレルギー対策についてお答えいたします。

詳細な献立表の対応につきましては、学校と保護者及び本人が確認し、把握しております。各学校において、アレルギー物質が入っている場合には、職員室の黒板に記載する、朝の会のときに声がけを行う、全職員が把握できるようにしております。詳細献立表の確認は1人のみだと漏れが生じるおそれがございますので、複数、2人以上でするようにしております。次の一部弁当対応については、さきに述べた職員室の表示であるとか、声がけの対応のほか、給食

の時間に誤配が生じないようにほかの児童生徒よりアレルギーのある児童生徒を先に給食を配するようにし、配食後は、給食主任、養護教諭、学級担任など、2名以上の職員、本人で確認を行ってから食事を始めるようにしています。

クラスの児童生徒にも該当児童が食物アレルギーを持っていることについてどのような食べ物を食べていけないかなどを周知したり、あるいはその児童生徒間で誤食が生じないように対策を行っております。さらに給食時間中は、担任が該当児童生徒の観察を行って、該当児童生徒が原因物質に触れることのないように対策を行っております。また、全体の対応としては、対応開始に当たり、アレルギーの原因物質や症状等を記載したリストを作成し、職員会議などで全職員で児童理解、生徒理解をし、周知しております。

養護教諭が講師となり、アレルギー反応が出た場合どのように対応するか、具体的な研修を行い、緊急な事態に適切な対応がとれるようにしております。

新学期が始まって4月以降も、アレルギーの状況については家庭との連絡帳などの連絡を密にし、定期的に症状の確認や、その後、食物アレルギー対応プランの見直し等々も行っております。

最後に、エピペンのことをご質問いただきましたが、エピペンを持参している児童生徒がショックを起こした際の対応についてですが、担任、養護教諭、給食主任、校長、教頭などが連携をとって、保護者、それから主治医の先生に連絡、必要に応じて救急要請やエピペンの注射を行います。

なお、エピペンを持参している児童生徒数ですが、小学校では5名、中学校では1名、合計6名という状況になっております。

○**渋谷佐輔議長** 平 進介議員。

○**5番 平 進介議員** 大変まとめて答弁いただ

きましてありがとうございました。少し再質問の時間をつくっていただきまして大変ありがたいというふうに思います。

最初、学校給食の無償化に向けてであります。まず、第3子以降の部分については検討していただけるということで大変ありがたいというふうに思っております。

学校給食法でもありましたとおり、市長もさっきおっしゃっていましたが、全員に給食を提供するというのがやっぱり原則だというふうに思いますので、できるだけ早目に給食センターを建設していただいて、20名近くおられるアレルギーを要する子供たちに給食を提供していただけるというふうなことで大変ありがたいというふうに思います。先ほど、建設の部分でPFI方式、PPP方式等については、30年ぐらいの長期でできるようにしていきたいというふうなことでお話がありました。私、公共施設の整備計画をお聞きしてる中で、PFIのメリットって何だろなというふうに思ったときに、民間資金で活用しながら建設をしても15年ぐらいで返済をするのであれば余り財政的な負担のところが気にならないんじゃないかというふうに思っていたわけですが、それがただいま市長のほうから、もう少し長いスパンの中でできるというふうなことであります。こうした部分については、ちょっと話、少しずれるかもしれませんが、こうした今回の給食センターを含め、そして、ほかの公共施設、こういったところでも同じような考え方でいかれるのか、再度その辺をちょっとお聞きしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 学校調理場については、先ほど申し上げましたけれども、現在業務委託をお願いしている企業さんのほうから、いろいろな条件でどうだと、できるかということとちょっといろいろ協議をさせてもらったところ、大丈

夫、できますというような話がございました。その大丈夫っていうのは、やっぱりまず最初は長期の返済という30年は大丈夫かということと、あと、もともとPFIについては、非常にそれぞれ建設するところ、あるいは設計も施工も一体で進みますので無駄がなく、工期も早くとれるし、民間で持ってる建設あるいは運営する際の機能などのノウハウが生かされるという利点があります。また、最初に、例えばそれとは別にコンサルタントをつけることによって総事業費を長井市の場合は15億円だったら15億円で何とか抑えたいと、その範囲で何とかやってほしいということでの依頼の仕方もあるんですね。ただし、それにデザインとビルドと、あとオーガニゼーションで運営のほうが入りますから、運営のほうの長期の契約ということで参画する側も一緒に安心して事業に取り組めるという利点などもあるかと思っております。これを学校調理場じゃなくて、公共複合施設のほうにできないかというふうに思っておりますが、その場合は料金が発生する、きのうありましたコンセッション方式って言いますかね、そういったものには活用できるんだろうと思っております。時間がないので、この辺にしとしますが、そういうことで検討できるかと思します。

○**渋谷佐輔議長** 平 進介議員。

○**5番 平 進介議員** ありがとうございます。

調理場の場合だと、運営する事業者とか、建設した後のメリットもあるというふうなことであります。公共施設10年計画の中のもう少し早い段階でできるかもしれないというふうなことでありますので、ぜひ19名いらっしゃる子供たち、そしてエピペンも6名おられるという、かなり大変なお子さんもいらっしゃるんだなというふうに思っておりますので、そうした方たちの保護者の負担なども軽減できるような施設を早く建設していただければというふうに思います。

本当は、まずとりあえず第3子以降の部分の軽減を図っていただけるというようなことで、随時、新しい施設が建設となって以降、再度引き続き検討していただくとお願い申し上げながら、私の質問を終わりたいというふうに思います。大変ありがとうございました。（拍手）

○**渋谷佐輔議長** ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○**渋谷佐輔議長** 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

なお、渡部秀樹議員から資料の配付について申し出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

今泉春江議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 順位8番、議席番号8番、今泉春江議員。

（8番今泉春江議員登壇）

○**8番 今泉春江議員** 日本共産党の今泉春江でございます。よろしくお願いいたします。

内容市長に大きく4つの質問をいたします。

まず、第1は、長井市民の平和と暮らし、民主主義と人権にかかわる安倍首相の憲法第9条改憲発言と共謀罪法案に対する市長の見解と対応についてお聞きします。

安倍首相は、自民党総裁という肩書ではありますが、憲法第9条に自衛隊を明記し、オリンピックの2020年に施行すると宣言しました。

理由は、自衛隊を憲法に位置づけ、自衛隊を合憲化するというものですが、これは憲法第9条そのものを骨抜きにし、死文化する重大な問題です。

そもそも憲法第9条は、戦争の永久放棄と戦力の不保持を定めています。自衛隊は憲法学者のみならず、誰が見ても違憲であります。このため歴代政府は、自衛隊を自衛のための必要最小限度の実力組織として合憲説をとってきました。ところがこれは安保法制、戦争法によって、日本が攻撃されてもいないのに、海外で他国と一緒に戦闘ができる集団的自衛権の行使が可能になりました。

この自衛隊が憲法に明記され合憲とされたならどうなるのでしょうか。憲法第9条は力を失い、日本は無制限に武力行使を行える国になることは明らかではないでしょうか。

実はこの提起は、有名な改憲団体の日本会議が行っているもので、そこで第9条に第3項を設け、第2項が保持しないと定める戦力は別のものであるとして、国際法に基づく自衛隊の存在を明記するとしています。国際法に定める自衛には、集団的自衛権が含まれています。

しかも安倍首相は、憲法の尊重擁護義務を踏み越え、立法権に介入し、政治利用が禁止されているオリンピックまで利用しています。

日本が大手を振って戦争する国になればどうなるか。平和で安心して暮らしたいという市民の願いは破壊されます。

これとの関連で共謀罪法の新設があります。共謀罪は、実際に起きた犯罪ではなく、それ以前の計画、準備を取り締まり、罰するものがあります。一体、犯罪について相談し、話し合ったと、誰が何で判断するのでしょうか。判断するのは警察であり、対象は一般国民に及びます。

これは実際に起きた犯罪を罰し、人の心は罰しないという近代刑法と現行刑法をひっくり返すものであり、思想、良心の自由は侵してはな